

2016年7月

## アフリカ知的財産ニュースレター 2016年7月号(Vol.11)

### アフリカ：明るい経済見通しと知的財産の発展

本号では、アフリカに関する最新の経済予測に注目する。さらに、アフリカの知的財産に関わる興味深い展開についても論じる。これらの展開は、健全な知的財産政策が立法者たちの優先課題となっていること、知的財産を管理する政府職員が法の賢明な適用を重視していることを示唆している。

#### 経済予測

アフリカの経済成長は、過去数年間に見られためざましい成長と比べればやや鈍化しているかもしれない。しかし、この大陸に関する経済予測は引き続き明るいものである。別々に提供された3件の報告がこのことを極めて明瞭に物語っている。

#### エコノミスト誌 – 総合的な事業見通し

エコノミスト誌による2016年の「アフリカビジネス見通し調査 (African Business Outlook Survey)」の記事は「鈍化する成長、快活な楽観主義 (*Dampened Growth, Resilient Optimism*)」というタイトルが付されている。この記事の要約によれば、商品価格の低迷、干ばつ、政情不安、インフラの不足など数多くの課題を抱えているにもかかわらず、「サブサハラ・アフリカ (サハラ以南のアフリカ) は、今でも世界最速の成長を見せている地域の一つである」という。この記事によれば、「世界屈指の成長速度を示す経済圏のうち、7つがアフリカに存在することになるだろう。この地域の国内総生産 (GDP) 3.2%の成長は、今もなお世界第2位の成長速度を誇っており、これを上回るのはアジアのみである」。

この記事によれば、アフリカの最大の貿易パートナーは依然として中国である。主要企業の幹部によれば、南アフリカ、ナイジェリアおよびケニアがトップスリーの市場であり、そのうちナイジェリアは「最優先すべき成長市場」だという。同誌が行った企業役員のインタビューでは、「アフリカが提供する成長と事業機会は多くの企業の目を捉えて放さない…調査に応じた役員の69%が営業利益率に言及しているが、その数値は各社の「世界平均」と同等かそれを上回っている。」とこの記事は述べている。

#### プライスウォーターハウスクーパーズ社 – 小売事業と消費財に関する展望

プライスウォーターハウスクーパーズ社 (PWC) がまとめた「2016年アフリカ小売業レポート (Africa Retail Report of 2016)」の論調は強気である。ナイジェリアやアンゴラなど石油に依存している国々では消費支出が縮小しているが、多くの国では相当の成長が見られるという。

同レポートの解説によると、こうした消費支出の増大は中産階級の成長によって加速されているという。アフリカの新興中産階級は不動産、車、個人医療、インターネットサービスなど、様々な資産や製品を買い込んでいる。東アフリカに関する予測は特に有望であり、エチオピアの消費支出は二桁成長を達成するものと見られており、ケニアについては6.2%、ルワンダについては6.3%の成長率が予想されている。ザンビアにおいては消費財に向けられる支出は5年間にほとんど倍増する (2014年の156億ドルが2019年には282億ドルに成長する) と予想されている。

同レポートによれば、小売業および消費財について最大の事業機会を提供するアフリカ経済圏を10か所挙げるとすれば以下になるという：カメルーン、エチオピア、ガーナ、コートジボワール、ケニア、ナイジェリア、ルワンダ、南アフリカ、タンザニア、ザンビア。

このレポートは、アフリカの経済成長に影響を与える他のファクター（大幅な人口の増加、急速な都市化など）についても触れている。政策にも目を向けている。アフリカの政治的指導者たちは今や、政情の安定が持続可能な経済成長を実現するための鍵であることを理解している。同レポートが例に挙げているのは、ナイジェリアが政治権力の民主的な移行を成し遂げた1999年以降で初の国政選挙となった2015年の選挙である。

### **RWS Inovia – 特許に関する展望**

RWS Inovia がまとめた調査結果「2016年世界の特許・知的財産の動向指標（Global Patent & Intellectual Property Trends Indicator）」によれば、この調査の回答者は、今後10年間の特許出願戦略に基づき、重要な法域を以下のように格付けしている：米国、欧州、中国、日本、カナダ、インド、オーストラリア、韓国、ブラジル、ロシア、シンガポール、南アフリカ。

アフリカの国家である南アフリカが特許出願で重視される国の上位10位以内に食い込んでいるという事実は、非常に大きな意味を持っている。この事実は、アフリカが経済的にどれほど重要性を増しているかを多国籍企業が正しく理解していることを示している。

さらに、この報告によれば回答者の97%が、2015年の外国特許出願の一部又は全部について特許協力条約（PCT）を利用したと答えている。本号で後に述べるように、これは重要なことでもある。

### **知的財産法の展開**

#### **ARIPO**

#### **モザンビークとザンビアがARIPO 商標登録制度への加入に向けて始動**

2016年、国際商標協会（INTA）は、ARIPO 事務局長の Fernando dos Santos との会談の席上、モザンビークとザンビアがまもなくバンジュール議定書に加入する予定であることを発表した。ご承知のとおり、ARIPO はアフリカの英語圏のほとんどの適用される地域登録制度であり、バンジュール議定書は1977年に署名された条約で、これによりARIPOの制度は特許のみならず商標をも含むものに拡張されることとなった。ARIPO は指定国制度をとっており、商標出願の願書はジンバブエのハラレに所在する中央処理機関であるARIPO 事務局に提出され、出願人は自らが保護を希望するARIPO 加入国を指定する。この制度においては、以下の国々の中から一又は複数の国を指定することが可能である：ボツワナ、レソト、リベリア、マラウイ、ナミビア、スワジランド、ウガンダ、タンザニア連合共和国、ジンバブエ。

ARIPO の制度は特許については非常に良く機能しているが、商標に関する限り重大な問題が複数存在している。問題の一つは、多くの加入国が複数区分出願を認めていないことである。また別の問題として、加入国の一つであるマラウイでは役務商標の登録すら認められていないことがある。

しかし、ARIPO に関わる最大の問題は、多くの加入国が未だにバンジュール議定書を国内法に編入していないということである — これらの諸国はすべて「コモン・ロー国家」と呼ばれる国である。別の言い方をすれば、これらの国々は、国際協定が効力を発生する前提条件として、当該協定が自国の国内法に明示的に編入されることを要求している。

その結果、相当数の国において — マラウイ、スワジランド、ウガンダ、ことによるとリベリア、ナミビア、タンザニアにおいても — **ARIPO** の商標登録の有効性および権利行使可能性は疑わしいものとなっている。以上のような事情全般がもたらす影響として、**ARIPO** の商標保護制度を利用する企業は極めて少なく、国内登録の方が好まれる傾向がある。

ザンビアはコモン・ロー国家であるから、バンジュール議定書の効力を生じさせるためには、同議定書を同国の国内法に明示的に編入する必要がある。同国がそうするかどうかは予断を許さないところである。

国際登録制度又は地域登録制度はほとんど常にプラス方向への展開と言えるが、今回の展開の結果として **ARIPO** の商標登録制度の人气が多少なりとも高まるとは残念ながら考えにくいのである。

## ジブチ

### 150 番目の PCT 加入国

ジブチはアフリカの中でも相対的に貧しく小さい国の一つであるが、先ごろ特許協力条約 (PCT) に加入した。2016 年 6 月 23 日付で加入書の預託がなされており、2016 年 9 月 23 日を以て同条約が正式に発効することになる。加入書に署名したジブチ政府の閣僚は次のように述べている：「これにより我が国のイノベーターたちが刺激を受け、国際的な事業機会を模索するようになるだろうし、我が国において外国の発明者が特許保護を求める手続も円滑化されるだろう。」

ジブチは 150 番目の PCT 加入国となる。WIPO の Francis Gurry 事務局長は、PCT を表して次のように述べている：「めざましいサクセスストーリー…始まりは地味であったが、あっという間に国際特許制度の中心となり、加入国間の多国間協力の最も成功した例となった」。

PCT は 1978 年に誕生した。当初の加入国はわずか 18 か国であった。それ以来、毎年平均して 3 ~ 4 か国が同条約に加入し、PCT 出願の件数は着実に伸びていった—2015 年には、220,000 件以上の出願がなされている。

ジブチのような開発途上国にとって PCT の利点の一つは、PCT の国際段階で早めに提供される先行技術調査の結果や特許可能性分析を国内の特許当局が利用できることである。これにより作業の重複が避けられる。WIPO によれば、これにより指定国は「フライングスタート」による恩恵を与えられる一方で、それと同時に「特許を付与するか否かの決定はあくまでも所轄の国家又は地域の特許当局の特権であるという点で、国家主権は完全に尊重されている」という。

我々の見解では、特にほとんどの多国籍企業にとって PCT が特許保護取得のための有利な方法であることを考えれば、これは望ましい展開である。

## エジプト

### 商標権者の登録

エジプトでは、商標権者に影響を与える非常に重要な展開があった。模倣対策の一環として、エジプト当局は現在、エジプト国内で自社製品を販売しようとする多くの企業に対し、登録手続を行うよう要請している。

これは、2016 年 3 月 16 日付で施行された法令 (Decree Number 43/2016 : 「エジプトアラブ共和国に自社製品を輸出することを認められた製造者の登録を組織化する規則の改正に関する法令」) の結果である。

前記の法令は、エジプト輸出入管理公団 (Egyptian General Organisation for Export and Import Control) (略称 GOEIC) が、エジプトに自社製品を輸出することを認められた外国の製造者 (工場) および商標権者の登録簿を作成すると規定している。この登録制度は、非常に広範囲にわたる指定製品について適用される。法令の規定によれば、輸入品は、登録済みの製造業者によって製造されているか商標権者である企業を通じて輸入されない限り、「流通してはならない」のである。

すでに登録商標を有している企業の場合、登録手続は以下ようになる。

- 現地の代理人を任命する。
- 商標と登録対象商品の両方が記載された登録証明書を提出する — エジプトの登録商標である必要はないという点に注目することが重要である。どの国の登録でも要件は満たされる。
- 承認済みのエジプト国内の流通拠点を示したリストを提出する。
- 製造施設における品質管理の詳細を示す書類、特に、当該施設が国際試験所認定会議 (ILAC)、国際認定フォーラム (IAF)、政府機関、又は、貿易担当大臣が承認した外国機関が承認した品質管理制度を適用していることを証明する証明書を提出する。
- すべての文書はアラビア語に翻訳され、エジプト領事の認証を得なければならない。

依拠すべき登録商標を持っていない企業、あるいは、単に登録商標を援用することを望まない企業の場合、上記に代わる登録手続がある。それは外国の製造者（工場）の登録手続である。この手続には、製造を行う企業又は団体に関する詳細情報、所持している営業許可又は営業免許、所有している商標、品質管理に関する詳細情報（上記と同様）の提出等が含まれる。

この新規の登録要件に関して、以下のポイントに注目すべきである。

- サービス提供者はこの法令による影響を被らないものと思われる。この法令の主眼は、模倣品の取締である。
- 以上の措置は指定された商品を製造する企業のみにも適用される — 従って一部の製造業者は除外されることになる。
- この法令は、既存の登録商標の所有者にも適用されるのと同様、エジプトでこれから商品の販売を開始しようとする企業にも適用される、また、エジプトで商標を出願しようとする者にもおそらく適用されるだろう。
- ただし、GOEIC の登録手続と商標登録の手続とは無関係である — 別の言い方をすれば、企業がエジプトにおいて商標を出願する場合、GOEIC の登録を証明する証拠を提出する必要はない。
- 我々の理解するところでは、適正な書類が提出された場合には、GOEIC の登録は非常に迅速に処理されることになるだろう。

上述した新規の登録手続は煩雑なものであるため、エジプトに商品を輸出している全ての企業は専門家の助言を求めるべきであると考えます。

我々の見解によれば、模倣防止を目的とした措置は歓迎すべきであり、その限りにおいてエジプト当局は称賛されるべきである。しかし、ここまで手続きが煩雑であると投資が抑止される可能性もあるように思われる。エジプト当局がこの点を再考し、他の模倣品取締方法にも目を向けることが期待される。

## ケニア

### 登録商標により会社登録を阻止可能に

商標権者にとっては好ましい展開であるが、ケニアの会社登記官は今後、会社名を審査する際に登録商標を検討材料に加えることになる。会社名が「攻撃的」又は「不快」であるか、「公益に反する」ものである場合、登録官はそのような名称の登録を拒絶することができる。この審査に当たって、登録官は「当該名称が登録商標の名称を含んでいるか否か」を検討しなければならない。商標権者からの同意書があれば、この問題は克服できる。

上記の法改正は会社名が申請された時点で登録商標の検討を要求するものであるが、現に登録されている会社名の抹消に関する規定は設けられていない。さらに、逆の状況は成立しない — つまり、商標登録官は商標出願を審査する際に会社名を考慮する必要はない — という点に注意することが重要である。

これは商標権者にとっては朗報である。これからは（そうであってほしいが）彼らが自社商標と似たような名前のケニア企業を目にすることはなくなるだろう。今回の改正は、ケニア当局が現代の企業活動において商標が果たしている重要な役割を正當に評価していることを示唆するものである。

## ルワンダ

### 知的財産に関する実務の変化

2016年5月、ルワンダでは、知的財産関連の実務について一定の法改正がなされた。この改正はただちに効力を発生しているが、改正点には以下のようなものが含まれる。

・ **公証人の認証**：すべての委任状について公証人の認証が要求されるようになった — 以前は、単に署名があるだけで十分とされていた。この改正により、委任状 — 英語、フランス語又はルワンダ語で記述することを要する — は特定の書式に従うことが要求される。

・ **異議申立期間**：商標又は地理的表示の登録出願に対し異議申立が認められる期間は、30日～60日に延長され、異議申立に対し登録出願人は14日以内に答弁しなければならない。異議申立書には、異議申立理由を含む具体的な情報および証拠が含まれていなければならない。委任状が添えられていなければならない。

・ **手数料**：公定料金の多くが改定された。商標に関しては以下のような公定料金の引き下げがなされている。

- 商標出願料（ただし区分課金制が導入された）
- 登録名義の変更
- 登録住所の変更
- 記録の合併
- 更新

公証人による認証を要件に加えたことは妥当とはいいがたいが、商標出願に対する異議申立期間の延長は歓迎すべき展開である。以前の30日という期限を遵守することは困難であったからである。また、商標権者が自らの登録に抵触する出願に対して異議を唱える機会が与えられるという点も重要である。一定の公定料金が引き下げられたことも朗報である。当局が商標登録をより手軽なものにしようと熱心に取り組んでいることが窺われる。

### 植物育成者権

新たに「種苗および植物品種に関する法律（Seeds and Plant Varieties legislation）」が設けられた。つまり、ルワンダでは今や植物育成者の権利の保護が存在することになる。これは歓迎すべき動きである。

## 結論

アフリカの経済見通しは引き続き良好である。この大陸が先進国に見られるような経済発展レベルに到達するまでの道のりはまだ遠いかもしれないが、正しい方向に進んでいることは確かである。知的財産についても同様のことが言える。まだ道は長い正しい道を進んでいるのである。

[特許庁委託]  
アフリカ知的財産ニュースレター Vol. 11 (2016年7月)

[著者]  
Spoor & Fisher  
spoor • fisher  
patents • trade marks • copyright

[発行]  
日本貿易振興機構 ドバイ事務所  
Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.  
Tel: +971 4 3880601 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**  
日本貿易振興機構(ジェトロ)

2016年7月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Spoor & Fisherが英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所  
がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情  
報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメン  
トは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりでであることを保証  
するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、  
掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETROは、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情  
報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に  
提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いかねま  
す。